

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について

2021(令和3)年4月12日から5月5日までの期間、京都府全域に『新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置』が発令されました。また、京都府からこの期間での「新たな要請」が出されたことを受けて、本校は、4月13日からの感染予防対策に加えて、新たに短縮授業などを行うこととしました。

1. 4月21日(水) から5月5日(水)までの期間(今後の情勢により変更もあります)

2. 始業時間を1時間繰り下げ、40分授業とし、完全下校時間を午後5時とします。

登校時間	9:25	H R 仏参	(午前9時以前には登校しないようにしてください)
S H R	9:30		
1時間目	9:40 - 10:20	2時間目	10:30 - 11:10
3時間目	11:20 - 12:00	4時間目	12:10 - 12:50
昼食 休憩	12:50 - 13:30	5時間目	13:30 - 14:10
6時間目	14:20 - 15:00	7時間目	15:10 - 15:50
8時間目	16:00 - 16:40	完全下校時間	17:00

3. 感染リスクの高い教育活動について

教科の活動のうち「感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動」等は、可能な限り感染症対策を行った上で、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声や摂食」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞って実施します。なお、保健体育においては、生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は避けることとします。

4. 宿泊を伴う教育活動について

授業、特別活動、クラブ活動のいずれの場合であっても、宿泊を伴う教育活動は実施しません。また、京都府と同じく『まん延防止等重点措置』が取られている地域での特別活動も実施しません。ただし、十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加することを認めます。

5. クラブ活動への制限について

- 1) 本校生徒のみで、原則として校内に限り活動します。  
ただし、ボールパークと亀岡グラウンド等の校外施設は校内と見なします。
- 2) 平日・休日ともに、活動時間は中学生・高校生共に2時間以内とします。  
日祝日の練習時間は、午前9時以降、午後5時までとします。  
ただし、本校校外施設への移動時間は、活動時間に含まれません。
- 3) 宿泊を伴う活動は実施しません。
- 4) 十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加することを認めます。

6. その他の活動について

- 1) 校外での教育活動(遠足や社会見学等)は、重点措置期間中は実施しません。
- 2) 保護者や学校外の者が参加する校内活動(公開授業や保護者会行事等)は、参加人数や参加者の範囲を制限した上で、感染予防対策を講じて実施いたします。

7. 感染防止対策の更なる徹底について

- 1) 3密の回避、正しい手指消毒や洗浄、マスクの着用を繰り返して指導してください。
- 2) 毎朝の検温を含む健康観察を徹底し、生徒の体調に異常のある場合は、直ちに学校までご連絡ください。
- 3) 生徒に体調不良が見られる場合には、無理に登校させないことを徹底してください。また、同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合も登校させないようにしてください。  
これらの場合は、学校保健安全法第19条の規程に基づき出席停止の取り扱いをします。
- 4) 下校途中に生徒同士で飲食をしないようご指導ください。

8. 人権上の配慮について

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう、ご家庭におきましても徹底してご指導ください。

9. 上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更する場合があります。

以上